

## 役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ： 持株会社の税の取り扱い

持株会社を設置しグループ会社を100%保有する場合の税務上の取り扱いはつぎのとおりです。

### 1 持株会社・100%グループ会社の法人税制

		(制度)	(内容、活用例)
法人税	グループ法人税制	受取配当の100%益金不算入 (みなし配当含む)	・子会社からの配当が全額益金不算入 ・持株会社への資金の集中が容易になり、グループファイナンス可能
		適格現物分配	・子会社からの現物配当が全額益金不算入、帳簿価額で移転し、配当支払時の源泉徴収も不要 ・子会社保有の孫会社株式を配当することで孫会社を子会社にできる
		寄付金、受贈益の100%損益金不算入	・親子・兄弟会社間の債権・債務を整理しても債務免除益が全額益金不算入となり、早期に財務改善が行える (債権放棄会社は全額損金不算入)
		清算結了会社の青色欠損金引継	・再建を断念した子会社の青色欠損金を引継ぐことができる (親会社は株式評価損の損金不算入)
		譲渡損益調整資産の譲渡損益の繰延	・グループ法人間の資産の譲渡取引について譲渡損益が繰延られる (移転先では時価で受入)
	企業再編税制	適格再編要件の緩和 (適格の合併・分割・株式移転・株式交換)	・税制適格再編は法人・株主ともに課税が発生しない ・「再編対価に金銭等交付がない」と「100%保有関係継続要件」のみ (100%グループ未達の再編では従業者引継、移転事業継続などの要件が追加される)
連結納税	グループ全体で法人税計算	・グループ法人所得の損益通算可 ・試験研究費等の税額控除をグループ全体所得から控除可	

### 2 持株会社の株主の税務

		(制度)	(内容、活用例)
相続税 贈与税	株式の評価	評価方式の選択	・株式保有特定会社(総資産に占める株式割合が50%又は25%以上)に該当する場合：原則純資産価額方式 該当しない場合：類似業種比準価額方式又は純資産価額方式との折衷方式
		純資産価額方式	・純資産額のみ益に対し42%の法人税等相当額控除可 子会社は法人税等相当額控除なし
	納税猶予	発行済株式の2/3までの承継した場合、株式対応分の税額を猶予	・特定資産保有型会社であっても、一定要件を満たせば適用可 ・原則として経済産業局に事前の確認申請が必要 ・適用したいグループ会社が複数ある場合、持株会社により制度の適用を一本化できる

\* 納税猶予の適用には会社内容(資産、事業)についての次の要件が必要です。

「特定資産保有型会社(総資産に占める特定資産割合70%以上)に該当しないこと」、若しくは、該当する場合であっても、「相続等前3年以上事業継続・事務所の保有等あり・従業員5名以上(社保加入ベース)の事業実態を有すること」

#### お見逃しなく！

- ・持株会社の設置のための会社法上の制度として、株式交換・株式移転があります
- ・既に事業のある会社を持株会社にすると納税猶予の会社要件の充足が容易です。また、事業子会社は一般に特定資産から除かれます
- ・持株会社と100%子会社の合併等においては、公正取引委員会の届出等が不要です